



Title	ケルウィディウス・スカエウオラ Cervidius Scaevola 『学説集Digesta』 残存断片における設題と解答の傾向分析
Author(s)	林, 智良
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 7-27
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87371">https://doi.org/10.18910/87371</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ケルウイデイウス・スカエウオラ Cervidius Scaevola  
『学説集 Digesta』 残存断片における設題と解答の  
傾向分析

林 智 良

はじめに

第一章 ケルウイデイウス・スカエウオラとその『学説集』

第二章 スカエウオラ『学説集』収録断片における設題と解答の表現

第三章 「私が問い、私が解答した」——自問自答型問答の意味  
むすびにかえて

はじめに<sup>(1)</sup>

今日我々が目に出来るユ帝『学説彙纂』のテキストを一瞥すると、多様で大量な個別具体的法事例に関しての問いかけが、ラテン語の「問う (querere)」や「相談する (consulere)」等の動詞を様々に活用させたかたちで行われ、それに対する法学者の解答が「彼は解答した (respondit)」、「私は解答した (respondi)」、「法学者名

XX] XXが解答した(XX *respondit*)」等のかたちで記されていることに気づく。ここから、ローマ法学の重要な部分は、個別具体的な事例に関する問答で発展させられているように見える。ここで、筆者の問題意識と対象へのアプローチ法について一言記したい。筆者は、以前より法的問答に三つのレベルを考えてきた。まず共和政期・元首政期の法学者が公職者や一般市民の法律相談に解答を与えたことはよく知られている。<sup>(2)</sup>これは、いわば最外縁の問答と言えよう。ここでは問いを発するのは相談者であり、答えるのが法学者である(いわゆる法律相談)。次いで、法学者とその弟子たちが口頭で法知識とその適用技法を磨き合う法学教育の場が想定できる。そこでは、弟子が問いを発したり、逆に法学者が問いを発したりすることも想定できる(いわゆる子弟問答)。そして、最も内側の問答としては、法学者自身が問いを発し答えを発して多彩な事例における判断の相違と区別規準を確定することが想定される(いわゆる自問自答)。筆者は、かつてこのようなモデルを立ててローマ元首政期法学者ユーリウス・パウルス *Julius Paulus* の『解答録 *Libri responsorum*』における問いかけと解答の形式を検討した経験がある。<sup>(3)</sup>事例に関する問いかけを発するのは誰か、すなわち法律相談者か、法学者の弟子か、法学者自身かという問いに基づきつつ、検討は他の法学者が著した『解答録』著作一般に及んだが、他方で法事例に関する問答は『解答録』以外にも『学説集 *Digesta*』という標題を冠した著作にも多く認められる。<sup>(4)</sup>『学説集』という著作は共和政末期に活動したプーブリウス・アルフェーヌス・ウァールス *P. Alfenus Varus* (紀元前三九年補欠執政官、以下、アルフェーヌスと略記する)の著したものが最初のものとして伝えられているが、同書においても、すでに多数の法事例が問答という形態で検討されている。<sup>(5)</sup>

本稿では、法事例に関する問答の形式分析という観点から、ユーリウス・パウルス(以下、パウルスと略記する)の師匠と伝えられるクイーントゥス・ケルウィディウス・スカエウオラ *Q. Cervidius Scaevola* (以下、スカ

エウォラと略記する)の『学説集』として伝えられているテキストを検討対象に選び、そこで扱われている実質的論題については捨象しつつこれを分析することにする。

## 第一章 ケルウィディウス・スカエウォラとその『学説集』

まず、スカエウォラという法学者につき、その概要を記そう<sup>(6)</sup>。彼は、紀元後二世紀後半に活動し、高位の公職に就くと共に多くの著作を遺して後世に多大な影響を与えた。カルターゴー出身と推測され、その妻を通じてガッリア南部のネマウスス市 (*Nemausus*、今日の仏国ニーム市)と縁が深かった。公職としては夜警長官 (*praefectus vigillum*) の高みに登り、後一五五年から一五七年まで同職を務めた。マルクス・アウレリウス帝の法律顧問を務めた。法学者としてはおそらくセクストゥス・ポンポニーウスの弟子であり、自らはパウルスとクラウディウス・トリフォニーヌス *Claudius Tryphoninus* (以下、トリフォニーヌスと略記する) を含む弟子たちを育てた。彼は先行するウルピウス・マルケッルス *Ulpius Marcellus* 及びサルウィウス・ユリアーヌス *Salvius Iulianus* の残した『学説集』に註解を付すと共に、自らは『質疑録 *Questionum libri*』二〇巻、『準則論 *Libri regularum*』四巻、『解答録』六巻と『学説集』四〇巻他を著して、ローマ法学史に重要な足跡を残した。

## 第二章 スカエウォラ『学説集』収録断片における設題と解答の表現

さて、スカエウォラ『学説集』の標題を帯びる断片として、レーネルは『市民法の再生 *Palimpsesta Iuris Civilis*』において一三一の断片を収録する。そして、その多くは事例の説明、質問、解答という三部門から構成される<sup>(7)</sup>。断片のなかには複数の項で構成されるものがあり、質問と解答が同一項内で繰り返されることもある。勅法の説明

のみ、解答のみ、またクラウディウス (Claudius 名) 施された註記 (Nota) のみからなる断片も一部見られる<sup>(8)</sup>。さ  
いわい、レーネルの第一断片が三部門からなる典型的な構成をとっているので、読者にイメージしてもらうために  
例としてここに訳出しておく<sup>(9)</sup>。

「自分の祖国によって外交使節に任命された者が、任務を引き受けてローマの国を来訪した。そしてまだ任務を  
完遂する前に、自分自身の国であるニーコポリスにあつた家を購入した。問いかけがなされた (quaesitum est)。  
外交使節がその任務を完遂する前に商業または私的職務に関与することを禁ずる元老院議決に反したのかと。責め  
を負うとは考えられないと彼は解答した (respondit)。」(傍線筆者)

一読して、ニーコポリスの使節がローマの元老院議決に拘束されるとは思われないが、ここでは形式に着目する。  
法文が事例説明・質問・解答の三部から構成されることが見て取れる。また、実は質問と解答の表現も典型的な断  
片となる。

ここでスカエウオラ『学説集』においてみられる、質問と解答を引き出す表現を確認しておく。若干煩瑣にな  
るが、まずこれらに関するラテン語文法談義に少しお付き合いいただきたい。質問を引き出す表現であるが、  
“quaesitum est” というラテン語の表現は、受動相の完了時制である。何か問いかけがなされて確定しているとい  
うニュアンスであるが、非人称的・客観的な表現で、「問いが存在する」と意識することも可能である。ここでは、  
ひとまず「問いかけがなされた」と訳そう。ここでは、問うた人間の存在は遠景にかすむ。他方 “quaesit” という  
表現もみられるが、これは能動相の完了時制である。「彼・彼女が問うた」と訳せる表現で、質問者の実在を意識

させる。“*quaero*”は、能動相現在時制で「私は問う」と訳すことができ、問いの内容自体の確定よりも、現在議論を進行させるニュアンスを呈する。“*quaerit*”は、能動相現在時制で「彼は問う」と訳せる。他方で、「問う (*quaerere*)」という動詞の活用形でなく、「…かどうか (*an*)」という疑問小辞を用いた疑問文によって質問が提出されることもある。反対に、解答を引き出す表現として、「彼は答えた (*respondit*)」という能動相完了時制の表現と、「私は答えた (*respondi*)」という能動相完了時制の表現がある。主語が三人称にせよ、一人称にせよ、解答者は明示されており、解答内容は発せられて確定したニュアンスを帯びる。アルフェーヌス『学説集』やパウロス『解答録』を検討した経験に照らすと、本書では質疑の表現種類が絞り込まれているという印象を抱く。<sup>10)</sup>

本稿ではこれらの一三二断片を通覧したが、その際(1)質問を導入する表現、(2)解答の表現、(3)先行する法学者への言及、の三点に着目してこれらの断片を検討した。形式面に着目して、事案の実体は捨象した検討となる。その結果として、個々の表現と法文の出典等につき別表1に、問答の組み合わせにつき別表2にまとめた。順序が先後するが、第三点に関してはスカエウォラの解答において先行の法学者に言及したものは一切無かった。<sup>11)</sup>

さて、対象範囲で問答形式を確認できるものは三二六箇所を数えるが、そのうちで、「質問がなされ、彼が答えた (*quaesitum est + respondit*)」という組み合わせは二二八箇所を数えて三分の二を超える。それ以外の形式としては、「質問がなされ、私が答えた」(*quaesitum est + respondi*) (一四箇所)、「私が問うていて、彼が答えた (*quaero + respondit*)」(五一箇所)、「彼・彼女が問うた。そして彼が答えた (*quaerit + respondit*)」(二四箇所)、「私が問うていて、私が答えた (*quaero + respondi*)」(三箇所)、「彼が問うていて、彼が答えた (*quaerit + respondit*)」(一箇所)を確認できた。

「質問がなされ、彼が答えた」型が突出して多い理由としては、スカエウォラ『学説集』が、スカエウォラの没

後に、彼が生前に行った相談者対象の解答活動を素材に編まれたという（あくまで推測されるものだが）、編纂過程が挙げられよう。同書を編んだトリフォニウスら弟子たちにとって、提出された質問も、師匠が行った解答も、すでに客観的で距離感のあるものであったのかもしれない。アルフェーヌス『学説集』よりも、またパウルス『解答録』よりも、質疑の表現形態が整理されていて、しかも読者から距離感のある客観的な表現を多数がとっている現状に対して、そのような解釈を提案してみたい。

### 第三章 「私が問い、私が解答した」——自問自答型問答の意味

前の章で行った編纂の可能性提案にもかかわらず、検討対象中で質疑を導入する表現には一人称の「私は問う（*quæro*）」と「私は答えた（*respondi*）」が三箇所含まれている。場合によっては修整の未了という可能性もあろう。なお、そもそもの質疑にあたっての一人称と三人称の自在な切り替え・混在現象については、すでにヨエルスが指摘している。<sup>(12)</sup>「私が答えた」の主語は法学者スカエウオラ以外に考えがたいが、「私が問う」の主語たる「私」は誰なのだろうか。相談者か、弟子か、法学者か。筆者としては、いささか思弁的な提案ながら、法学者自身を考えたい。相談者から発せられた生の質問は、法学者によって議論の素材として加工され、彼の学問に取り入れられたものと考えられる。例えば、事例の登場人物に、スカエウオラの弟子ユーリウス・パウルスやラベオー、キケローの名を付すというレベルの加工であれば確認できる。今回とったアプローチの性格上、純然たる仮想事例がスカエウオラ『学説集』に含まれるか否かの吟味はかなわなかったが、同書的事例集が、現実のスカエウオラによる解答活動を下敷きにしつつも、それを一旦法学者スカエウオラが引き受けて学問的な事例集に加工し、さらに重ねて弟子たちが編纂したのと考えられる。そのことを考慮すると、質問者としての「私」は法学者自身の可

能性が高いと筆者は考える<sup>(14)</sup>。

多くの問答は、恐らく編纂者の手で「質問がなされ、彼が答えた」という形式に書き換えられたものと考えられるが、それでも、質問者も解答者も一人称という組み合わせが伝えられている。この、いわば自問自答型と言うべき史料三点につき、ここで引用検討しておこう（傍線は原文邦訳ともに筆者）<sup>(15)</sup>。

「保佐人たちが未熟者の地所を売却しようとし、その買い手としてルーキウス・ティティウスが現れた。ティティウスはほぼ六年間にわたりそれを占有し、その物を極めて大幅に改良した。私は問う。保佐人たちが支払い能力を有する場合に、その年少者はティティウスを相手方として原状回復請求を出来るのかと。私は次のように答えた。すべての前提に基づけば、買い手（たるティティウス）が善意でなしたものと認められるあらゆる出費をむしろ引き受けようとする場合でもない限り、まずは回復するべきではないと。そしてなにより、支払い能力を有する保佐人たちが就任しており、年少者に対して即座の援助が用意されている場合には特に年少者に対しそれを履行するべきである<sup>(16)</sup>。」

「とても清廉な婦人のティティアは、自らが事業を営むにあたって、常々カツリマコスの労力を用いていた。カツリマコスは、ティティアの遺言書によつては（財産を）受け取ることが出来なかった。そこでティティアは遺言書の作成にあたり、自筆で次のように定めた。『私ことティティアは遺言し、カツリマコスに賃金として一万デナリウスを与えるように望みます』と。私は問う。賃金という名目でこれらの金銭を相続人たちから取り立てることが出来るのかと。私は次のように答えた。法律を欺いた内容が遺されたので、〔遺言書に〕書かれたことを根拠として取り立てることは出来ない<sup>(17)</sup>。」

「ティティウスは妻セシアを相続分 $\frac{1}{2}$ の二につき相続人に指定し、残余の相続分につきマエウシアを相続人に指定した。そしてそのティティウスが自分のために建立を望んでいた墓碑につき次のように〔遺言で〕定めた。『我が亡骸を我が妻に対してかの地所での埋葬のために引き渡すこと、そして四〇金に至るような予算で墓碑を建立することを望む』と。私は問う。〔妻の〕 $\frac{1}{2}$ の相続分が一五〇金を超えない額であり、それが夫の財産から妻の手に到来した場合に、それでも妻が単独で彼自身のために墓碑を建立しようこの遺書の内容で遺言者は望んでいたのかと。私は次のように答えた。両方の相続人の手により相続分に按分して建立するべきである」と。<sup>(18)</sup>

これら三点すべてにおいては、登場する利害関係者のいずれとも距離を置いた事例説明の仕方がなされており、そのために、問いかけをなしている「私」が、いわば引用符に囲まれた相談者自身であるとは筆者には思えない。いずれの事例も、実際の相談を下敷きにしつつそれを加工した問答に基づいて法学者スカエウオラ自身が自ら問いを發してそれに自らが答えるスタイルで法的議論を展開しているものと解したい。勿論、弟子による問いかけと師匠による解答という解釈も考え得るが、それは自問自答型問答については困難であろう。

### むすびにかえて

以上では、法的問答の導入語という極めて限られた視点からスカエウオラ『学説集』残存断片を見渡してみた。そこでは、「質問がなされ、彼が答えた」という客観的で問答そのものに距離を置いた表現の優勢を確認できた。それについては弟子たちによる編纂の影響を示唆できよう。ここでは、いわば『学説集』の姉妹編とも言うべきスカエウオラ『解答録』との比較も展開できなかったが、問答の導入形式としては、『解答録』の方が多彩なものを

見いださう。<sup>(19)</sup> 他方で、わずか三箇所においてみられる自問自答型問答形式を検討してみると、相談者自身ではなく、相談の現場から距離を置いた質問者たる「私」、すなわち解答者たる法学者自身を質問者と解するのが最も自然であると考えた。

本稿で明らかにし得た内容はささやかなものにとどまる。しかし、これを更なる展開につなげる一歩としたい。そもそもスカエウォラの業績一つをとっても、スカエウォラ『解答集』と同『学説集』の関係、『学説集』の編別構成問題、スカエウォラによる実際の相談活動や相談者のあり方などさらに考えるべき課題は具体的に存在すると考えるのでこれらを今後扱う。

- (1) 本稿での文献引用にあたっては、林智良『共和政末期ローマの法学者と社会——変容と胎動の世紀』(法律文化社、一九九七年)(以下、拙著と略記する)一六一―二二頁の文献目録における略号を流用する。なお、古代史・ローマ法関係の基本レファレンスについては一般的に用いられる略称と共通しているものが多い。それ以外の文献については、引用文献一覧を兼ねて以下に列挙し、その略号を付す。著者名と標題略記とであらわしたものと著者名と公刊年であらわしたものが混在するところになるが、宥恕を願う。(欧文のもの) Gokel (2014) = J. M. Gokel, *Sprachliche Indizien für inneres System bei Q. Cerevidius Scaevola* (Berlin, 2014); Johnston (1987) = D. Johnston, *On a singular book of Cerevidius Scaevola* (Berlin, 1987); OCD<sup>4</sup> = Ed. S. Hornblower et al., *The Oxford Classical Dictionary 4th ed.* (Oxford, 2012); Hayashi (2016) = T. Hayashi, "I ask and he gave his opinion (*quaero, respondit*) - Some reflections on the forms of legal questions and responses in D. 17, 1, 59 and on their background" (Her. von U. Manthe/S. Nishimura/M. Igimi, *Aus der Werkstatt römischer Juristen* (Berlin, 2016)); Hayashi (2020) = T. Hayashi, "The Addressees of the Responsa of P. Aferius Varus and the Accessibility of Legal Support for 'Ordinary' People in late Republican Rome" (*Revue Internationale des Droits de l'Antiquité* 67 (2020) 原稿採用法み公刊準備中); Kunkel (2001) = W. Kunkel, *Die Römischen Juristen - Herkunft und soziale Stellung* (Köln-Weimar-Wien, 2001); Schulz (1931) = F. Schulz, "Überlieferungsgeschichte der Responsa des

Cervidius Scaevola" (*Symbolae Eriburgenses : in honorem Othonis Lenel*, Leipzig, 1931); Sigel (2007) = C. Sigel, *Rechtsgutachten des Quintus Cervidius Scaevola* (Aachen, 2007); Talamanca (2000-2001) = M. Talamanca, "I Clienti di Q. Cervidio Scaevola" (BIDR103-104 (2000-2001)); Taubenschlag (1959) = R. Taubenschlag, "Le droit local dans les Digesta et Responsa de Cervidius Scaevola" (R. Taubenschlag, *Opera Minora* Vol. 1 (Warszawa, 1959)); (和文のみ) 林「法的サービス」= 林智良「共和政末期・元首政期ローマにおける法的サービスの周辺——法学者・弁論家の活動と知的背景を中心に——」(三阪佳弘『前段の司法』とその担い手をめぐる比較法史研究) (大阪大学出版会、二〇一九年) 第三章として収録)・林「アルフェーヌス編別構成」= 林智良「アルフェーヌス・ウァールス Alfenuus Varus『学説集 Digesta』の編別構成再考」(神戸学院法学四九—二掲載予定・原稿受付済み公刊準備中)。

(2) 法学者の解答活動につき検討した筆者の近作として林「法的サービス」九七—九九頁を挙げる。

(3) Hayashi (2016), S. 136-138, この論文は、二〇一三年三月二十五日から同月二十七日にかけて福岡工業大学にて行われたシンポジウムでの報告を公刊したものである。法学者作における質疑ないし問答の形式について問題意識を抱くに至ったきっかけはその場でのローマ法研究者・塚原義央氏の指摘であった。記して謝意を表したい。

(4) 『学説集 Digesta』という標題は、勿論ユースティニアヌスが後六世紀に編纂を命じた法学説集・法令のものと同じ標題であり、こちらは伝統的に『学説彙纂』と邦訳されるが、いずれもラテン語の原題では「分類配列した素材」という意味を持つ。そして、スカエウオラ『学説集』の素材は法学者が一方的に展開する学説ではなく、事例説明と法的問答のかたちをとって展開される議論である(その分類配列の原理そのものについても筆者は関心を有するが、本稿ではこれを扱う余裕がない)。なお、「responsa (解答)」という名前で発せられた法学者の意見は、相談者対象のものであって、法学者たち部内の議論で用いられるものではなかった」というバーガーの記述に接したので、これも正直に記しておきたい (Berger EDRL, p. 681)。但し、本稿での議論を先取りすることになるが、相談者相手に発せられた解答が法学者により加工されて、法学教育や著作に用いられることは大いにあり得たと考える。

(5) アルフェーヌス『学説集』収録の解答がどのような相談者宛に発せられたのかについて、Hayashi (2020) において検討した。また、アルフェーヌス『学説集』の編別構成については林「アルフェーヌス編別構成」にて、ドイツの研究者ロート Rott の学説紹介を中心に検討した。

(6) こゝでは書籍版の OCD<sup>4</sup>, p. 302 におけるオノレ Honore 執筆の項目に拠った。オンライン版は未見。但しスカエウオラの主要著作にこゝでは Lenel, PIC, I, S. 215-332 に拠った。スカエウオラに関する一般的記述として、古くは Jöns, RE, Halbband 6, S. 1988-1992; Berger, EDRL, p. 691 がある。スカエウオラの出自・所属階層・経歴を検討した作品として、古くは Kunkel, HSS, S. 217-219 があり、そのリプリントへの序文においてリープス・Diebs が新規発見碑文についての自らの研究をもとに補遺を施している (Kunkel (2001), XI-XII)。スカエウオラの法学自体は、現代のローマ法研究者から継続的な関心を引きつけており、モノグラフのかたちをとるものだけでも、Johnston (1987); Sigel (2007); Gokel (2014) 等を挙げる事が出来る。特にゴケルの著作はスカエウオラの作品を体系的に考えてゆく際に大変貴重な論稿である。また、これらのモノグラフは、スカエウオラの出自・所属階層・経歴にも言及する (Sigel (2007), S. 5-11; Gokel (2014), S. 68-70)。スカエウオラの解答活動が対象とした相談者については、まずその地域的背景を分析したタウベンシュラーの論文があり (Taubenschlag (1959), pp. 505-517)、次に包括的で長大なタラマンカの論文がある (Talamanca (2000-2001), pp. 483-701)。スカエウオラ『学説集』の編纂過程については、シュルツが本格的に検討している (Schulz (1931), S. 143-244; Schulz, HRS, p. 232f.)。但し、これらの先行研究については、本稿末で予告するように、別稿でスカエウオラ『解答録』とスカエウオラ『学説集』との関係、スカエウオラ『学説集』編別構成と、スカエウオラの解答活動が対象とした相談者を改めて考える際に消化検討したい。

(7) このような三部構成について、ゴケルはラテン語を用いて “narratio-quaestio-responsum” の三分法と呼んでいる (Gokel (2014), S. 83f.)。

(8) 別表1にまとめたところであり、その参照を乞うが、断片の中にはクラウディウスの名前で施された註記が存在する。Lenel, Nr. 40 において唯一 “Claudius Tryphonius” の名を帯びる註記がされており、そのことから註記の作者はスカエウオラの弟子のクラウディウス・トリフォニウスであると推測される。以下では、レーネルの収録したスカエウオラ『学説集』断片についてその番号のみで引用し、出典は別表1の参照を乞う。これらの註記については、古くケンケルがそのレベルを低く評価して真正性を疑っているが、近年はオノレの概説を一例としてクラウディウス・トリフォニウスの註記であると認める向きが強いようである (Kunkel (2001), S. 231; OCD<sup>4</sup>, p. 302)。本稿ではこの論争の詳しい検討を割愛する。

(9) “Legatus creatus a patria sua suscepta legatione in urbem Romanam venit et nondum perfecta legatione domum, quae erat in ipsius ciuitate Nicopoli, emit quaesitum est, an in senatus consultum incidit, quo prohibentur legati ante perfectam legationem negotiis uel priuatis rebus obstringi, respondit non uideri teneri.” (Scaeuola lib. 1 digestorum D. 50, 7, 13) (Lenel, Nr. 1).

以下では、『学説彙纂』からのテキスト引用についていづゆるモムゼン大判による。

(10) パウルス『解答録』における質疑の形態に<sup>10</sup>を Hayashi (2016), S. 145-150 を参照。アルフェーヌス『学説集』における質疑の形態分析については、公判予定の Hayashi (2020) を参照。

(11) スカエウオラ『学説集』での解答において先行する法学者への言及が皆無であることは同書の特徴である。ただし、スカエウオラが先行研究を顧慮しなかったということには勿論ならない。彼の『質疑録』においては、実際先行学説への頻繁な言及が見られる。たとえば、レーネルが再構成する断片のひとひ (Lenel, Nr. 133, D. 3, 5, 8 Scaeuola Quaestiones D) は、「ポンポニーウスがこう書いてゐる。Pomponius scribit」とは<sup>11</sup>である。先行学説に言及していないことの最大の理由としては、スカエウオラ『学説集』が一般の相談者への解答活動でなされた質疑を基礎に編まれていることがあろう。そして、解答の理由付けが極めて簡潔であることも従来より指摘されてゐる (Jors, RE, Halbband 6, S. 1990: Honore, OCD<sup>4</sup>, p. 302)。これについては、トリフォニーヌスら弟子による編纂の過程で編集されたこと<sup>12</sup>が生じた可能性がある。

(12) Jors, RE, Halbband 6, S. 1991.

(13) あくまで傍証となるが、スカエウオラ『解答録』に登場する相談者の名前には、実在の人物との同一性を議論されるものがある傍ら、スカエウオラの弟子ユーリウス・パウルスや先学のラベオー Labeo、弁論家・哲学者・政治家のキケロー Cicero など、到底相談者として登場することが考えがたい名前も存在する。前者について例えば、ヨエルスはラルギウス・エウリッピアーヌス Largius Euripianus 等を挙げ<sup>13</sup>る (Jors, RE, Halbband 6, S. 1989; Lenel, Nr. 94(4))。後者に<sup>14</sup>を、Lenel, Nr. 57 の第四項におよぶ<sup>15</sup> Julius Paulus と Antistius Cicero (ラベオーではなく) という名前の事例当事者が見られ、ラベオーは Lenel, Nr. 126 の第二項で登場する。あくまで名前の変更ではあるが、スカエウオラが生の相談事例を一旦何らかのかたちで加工したり抽象化した証とも捉えられよう。ここで付言しておきたいが、弟子のユーリウス・パウルスによる『解答録』の中で、スカエウオラが「我らのスカエウオラ先生 (Scaeuola noster)」と呼ばれており、「我

らがスカエウオラ先生がかつておっしゃっていた (Scaevola noster aiebat)』という記述等が『学説彙纂』に見いだされることをかいて指摘したことがある (Hayashi (2016), S. 144)。これは口頭による法学教育・法学知伝授の可能性を示すための指摘であった。推測にはなるが、このような口頭教育の場で、弟子の名に事例の登場人物を入れ替えたとしたならば、師匠と弟子との親密な関係を思わせることである。

(14) この点で、筆者がパウルス『解答録』に関して提示した自問自答型問答の可能性を、本稿での考察対象たるスカエウオラ『学説集』についても提案するものである (Hayashi (2014), S. 145)。

(15) 「質問がなされ、私が答えた」型、「私が問うていて、彼が答えた」型 (詳しくは別表2を参照) については、紙幅の都合上割愛し、典型的な自問自答型に限定する。

(16) “Titium curatoribus minoris fundum emptor extitit Lucius Titius et sex fere annis possedit et longe longeque rem meliorem fecit: quaero, cum sint idonei curatores, an minor aduersus Titium emptorem in integrum restitui possit. respondi ex omnibus quae proponerentur uix esse eum restituendum, nisi si maluerit omnes expensas, quas bona fide emptor fecisse adprobauerit, ei praestare, maxime cum sit ei paratum promptum auxilium curatoribus eius idoneis constitutis.” (Scaevola lib. 2 digestorum D. 4. 4. 39, 1) (Lenel, Nr. 7 条 1 項).

(17) “Titia honestissima femina cum negotiis suis opera Callimachi semper uteretur, qui ex testamento capere non poterat, testamento facto manu sua ita cauit: ‘Titia diebeum kai boioiaka dotheta kalimachō mathō kápn dnyáqta múpiai: quaero, an haec pecunia ex causa mercedis ab heredibus Titiae exigi possit. respondi non idcirco quod scriptum est exigi posse in fraudem legis relictum.” (Scaevola lib. 18 digestorum D. 32. 37, 6) (Lenel, Nr. 68 条 6 項).

(18) “Titius heredes instituit Seiam uxorem ex parte duodecima, Maeuian ex reliquis partibus et de monumento quod sibi exstrui uolebat, ita cauit: ‘corpus meum uxori meae uolo tradi sepeliendum in fundo illo et monumentum exstrui usque ad quadringentos aureos.’ quaero, cum in duodecima parte non amplius quam centum quinquaginta aurei ex bonis mariti ad uxorem perueniant, an hac scriptura ab ea sola monumentum sibi testator exstrui uoluerit. respondi ab utraque herede monumentum pro hereditariis portionibus instruendum.” (Scaevola lib. 33 digestorum D. 32. 42) (Lenel, Nr. 129).

(19) 例えは、スカエウオラ『解答録』には、次のような表現も見られる。「問われる (queritur)」(Lenel, Nr. 219) (Lenel, PlC, I, S. 289; Scaevola lib. 1 resp. D. 6, 1, 67)、「問われること (quarretur)」(Lenel, Nr. 244) (Lenel, PlC, I, S. 294; Scaevola lib. 20 resp. D. 24, 1, 58, 1).

二〇二一年九月二二日閣筆

別表1「スカエウオラ『学説集』における問答形態・註記等」

Lenel Nr.	典拠	質問形式 quaestum est	質問形式 quaero	質問形式 quaesit	解答形式 respondit	解答形式 respondi	特記事項	Claudius の註記
1	D. 50, 7, 13	1			1			
2	D. 50, 9, 6	1			1			
3	D. 2, 14, 47	2				2		
4	D. 2, 15, 3	1	1		2			
5	D. 50, 1, 24							
6	D. 4, 3, 32	1				1		
7	D. 4, 4, 39	1	1			2	第一項は自問自答形式か。	
8	D. 4, 8, 44	1				1		
9	D. 5, 3, 58	1				1		
10	D. 26, 7, 56	1			1			
11	D. 18, 5, 9	1			1			
12	D. 8, 5, 20	1	2		3			
13	D. 11, 1, 22				1		質問は、 <i>quid</i> (かどうか) で導入。	
14	D. 12, 6, 67	2	3	1	6			

ケルウィディウス・スカエウォラ Cervidius Scaevola 『学説集 Digesta』 残存断片における設題と解答の傾向分析

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
D. 24. 1. 66	D. 22. 1. 47	D. 23. 3. 85	D. 19. 2. 61	D. 19. 1. 52	D. 18. 7. 10	D. 18. 5. 10	D. 18. 3. 8	D. 18. 1. 81	D. 46. 1. 45	D. 17. 1. 62	D. 20. 6. 15	D. 20. 5. 14	D. 20. 2. 10	D. 15. 3. 21	D. 15. 1. 58	D. 14. 3. 20	D. 13. 7. 43	D. 13. 5. 31	D. 46. 3. 88	D. 36. 1. 82
1			2	3	1	2	1		1	1		1	1		1	1	1	1	1	1
1		1		1				2		1				1			1			
																		1		
1	1	1	2	4	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1
明示。	首項では解答あるも解答導入語不	解答のみ。									設題と解答のみ。質問不明示。									
					○														○	○

36	D. 22. 3. 29	1			1		質問は、𐀀 (かどうか) で導入。	
37	D. 26. 2. 34				1		首項では、𐀀 (かどうか) で質問を導入。	
38	D. 26. 7. 57	1			2			
39	D. 26. 8. 20	1			1			
40	D. 26. 7. 58	5			5		首項には、Claudius Tryphonius 名の註記。	○ (首項)
41	D. 28. 3. 20		1		1			
42	D. 32. 32	1			1			
43	D. 33. 1. 18	2			2			
44	D. 34. 4. 31	2	2		3	1		
45	D. 36. 2. 31	1				1		
46	D. 32. 33 pr.	1			1			
47	D. 33. 2. 32	7	1	2	10			○ (第一項)
48	D. 33. 4. 14		1		1			
49	D. 33. 8. 23	4			4			
50	D. 32. 33. 1-2	1	1		2			
51	D. 34. 2. 13	1		1	2			
52	D. 34. 2. 15	1			1			
53	D. 32. 34	3	2		5			
54	D. 33. 7. 6	1			1			
55	D. 32. 101	2			2			

56	D. 33. 7. 27	5				6		第三項では質問を <i>quæritur</i> (かどう) で導入。	○ (第七項)
57	D. 34. 3. 28	8	4		3	14			○ (第七項)
58	D. 32. 35	4			1	4			
59	D. 32. 102	4			1	5	1		
60	D. 33. 1. 19 pr. 1	2			1	2	1		
61	D. 33. 5. 22	1				1			
62	D. 34. 1. 15 pr.	1			1	2			
63	D. 33. 1. 19. 2		1			1			
64	D. 33. 2. 33	2	1			3			
65	D. 34. 1. 15. 1-2	2				2			○ (第一項)
66	D. 34. 2. 40	3				3			
67	D. 32. 36							全断片が <i>Claudius</i> の註記。	○ (全文)
68	D. 32. 37	7	1			7	2	第四項の問いかけは <i>quaerit</i> 。第七項は自問自答形式か。	○ (第四項)
69	D. 33. 1. 20	1	2			3			
70	D. 33. 2. 34	2			1	3			
71	D. 34. 1. 16	4				4			○ (第二項)
72	D. 34. 2. 16	1				1			○ (全文)
73	D. 34. 5. 29	1				1			
74	D. 36. 1. 77	2				2			
75	D. 50. 16. 243					1		解答のみ。	
76	D. 32. 38	8	1			8	2		○ (第五項)

77	D. 34. 1. 17	1			1			
78	D. 35. 1. 108	1			1			
79	D. 36. 1. 78				1		解答のみ。	
80	D. 25. 4. 4	1				1		
81	D. 26. 3. 11	2			2			
82	D. 32. 39	2	1		2	1		
83	D. 34. 1. 18	5		2	7			
84	D. 34. 4. 30	5			5			
85	D. 35. 1. 109	1			1			○
86	D. 36. 1. 79	2			2			○(第一項)
87	D. 35. 2. 94	1			1			
88	D. 35. 2. 95	3			3			
89	D. 32. 40	2		1	3			
90	D. 36. 1. 80	15		2	17		第九項への註記にある「respons-」は計算対象外。	○(第六、九項)
91	D. 40. 5. 17						全断片が「audius」の註記。	○(全文)
92	D. 22. 1. 48	1			1			
93	D. 32. 41	17		1	19		第一三項では設定及び質問を欠いて解答と註記のみ。	○(第一三項)
94	D. 33. 1. 21	6		1	7			
95	D. 33. 2. 35	1			1			
96	D. 33. 5. 21	1		1	2			
97	D. 33. 7. 7	1			1			



120	D. 44, 7, 61		2	2				
121	D. 45, 1, 122	5	5	10				
122	D. 46, 3, 89	1	2	3				○
123	D. 46, 7, 20	1		1				
124	D. 36, 3, 18	2		3				
125	D. 34, 9, 26					全断片が Claudius の註記。	○ (全文)	
126	D. 39, 5, 35	1	2	3				
127	D. 42, 8, 23	1		1				
128	D. 22, 3, 27		1	1				
129	D. 32, 42		1		1	自問自答形式か。		
130	D. 33, 2, 37	1		1				
131	D. 29, 5, 26	1		1				
	総計	243	55	26	313	19	(Lenel P.C. 1, S. 215-270.)	

(別表2) 「スカエウオラ『学説集』における問答導入語の組み合わせ」

組み合わせ	件数	典拠(数字はレーネルの付した番号。カッコ内は、一断片が複数項で構成される場合において頂の数。)
quaesitum est + respondit	228	多数にこの省略。
quaesitum est + respondi	14	3(pr.), 3(1), 6, 7(pr.), 8, 944(1), 45, 57(7), 60(pr.), 68(5), 76(4), 80, 82(2),
quaero のみ(解答導入語不明示)	1	35(pr.),
quaero + respondi	3	7(1), 68(6), 129.

quaero + respondi	51	4(1), 12(1) (×2), 14(1), 14(4) (×2), 18(1), 21, 25(1), 27(pr.), 27(1), 31(3), 33, 41, 44(2), 44(3), 47(5), 48, 50(1), 53(pr.) (×2), 57(2), 57(3), 57(4)
quaesit + respondi	24	57(6), 63, 64(2), 69(1) (×2), 76(1), 82, 103(2), 105, 106(1), 107(4), 107(5), 107(6), 107(7), 115, 120(pr.), 120(1), 121(1), 121(2) (×3), 121(3), 122(2), 122(3), 126(1), 126(2), 128.
quaesit + respondi	2	58(pr.), 76(pr.).
疑問詞 "an" + respondi	2	13, 37.
quaerit + respondi	1	68(4).
総計	326	

※ (×N) は「同一項内にN回の解答が含まれる」とを示す。